

令和6年度第2回横浜市障害者施策推進協議会会議録	
日 時	令和6年11月25日（月）午後3時00分～午後5時00分
開催場所	横浜市市庁舎18階みなと1・2・3会議室
出席者	飯山委員、岩崎委員、内嶋委員、大友委員、大橋委員、小野委員、加賀谷委員、 加藤委員、金井委員、菅野委員、佐伯委員、渋谷委員、清水武彦委員、 清水龍男委員、鈴木委員、須山委員、滝沢委員、奈良崎委員、二宮委員、 松田委員、港委員、村山委員
欠席者	阿部委員、永田委員、水野委員
開催形態	公開
議題	議題 （1）会長選出について 報告事項 （1）あんしん施策にかかる事業実績について （2）精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃割引について （3）横浜市補装具費支給に要する費用の特別助成制度について （4）多機能型拠点（5館目）の整備進捗について （5）障害者週間イベントの開催について
決定事項	
議 事	開 会 （川端係長） それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和6年度第2回横浜市障害者施策推進協議会を開催いたします。本日、司会を務めさせていただきます、健康福祉局障害施策推進課施策調整係長の川端でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 健康福祉局長 あいさつ （川端係長） それでは初めに、健康福祉局長の佐藤から挨拶を申し上げます。 （佐藤局長） 皆様、こんにちは。健康福祉局長の佐藤と申します。事務局を代表いたしまして、一言ご挨拶申し上げたいと思います。本日はご多忙の中、本協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日頃から市政、とりわけ障害者施策の推進に多大なるご協力を賜り、この場を借りまして厚くお礼申し上げます。今回は、7月に委員の改選がありまして、初めての新しい体制での会議となります。まずは、ご多忙の中、本協議会の委員をお引き受けいただきました皆様、誠にありがとうございます。本協議会は、横浜市の障害者施策の総合的かつ計画的な推進について審議する場となっております。皆様から多くのご意見を頂ければと思っております。 本日、議題といたしましては、会長の選出のほか、在宅心身障害者手当の質的転換として本協議会で過去に議論を重ねさせていただき、平成21年度から進

めてきました、将来にわたるあんしん施策の令和5年度の実績についてご報告させていただきます。予定になっています。あんしん施策ができた後、法律や制度が時代の流れとともに大分変わってきて、充実してきております。これまで実施してきました将来にわたるあんしん施策の本質を見失わないように、本市としても改めて実績の公表をさせていただくものです。また、精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について、横浜市補装具費の支給に要する費用の特別助成制度、多機能型拠点の整備の進捗についても、併せて本日ご報告させていただきます。予定になっております。内容は多岐にわたりますが、各事業を推進していくため、委員の皆様から忌憚のないご意見を頂戴しますようお願いいたします。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(川端係長) それでは、続きまして、議事に入る前に、委員の皆様へ令和6年7月14日付で委嘱させていただきました。委員委嘱後、初の協議会会議ということになりますので、委員の皆様を五十音順にご紹介させていただけたらと思います。

社会福祉法人地域活動ホーム連絡会、地域活動ホームガッツ・びーと西所長の阿部浩之委員でございます。新任でございます。本日、欠席のご連絡を頂いております。

次に、横浜知的障害関連施設協議会副会長、飯山文子委員でございます。再任でございます。

続きまして、横浜市南部就労支援センター長、岩崎多宏委員でございます。新任でございます。

続きまして、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター担当理事、内嶋順一委員でございます。再任でございます。

続きまして、特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会代表、大友勝委員でございます。再任でございます。

続きまして、公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会副理事長、大橋由昌委員でございます。再任でございます。

続きまして、公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会理事、横浜市腎友会事務局長の小野孝俊委員でございます。再任でございます。

続きまして、日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合事務局長、加賀谷護委員でございます。再任でございます。

続きまして、ピアサポートグループ在、加藤伸輔委員でございます。新任でございます。

続きまして、一般社団法人神奈川県精神保健福祉士協会副会長、金井緑委員でございます。再任でございます。

続きまして、特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会副理事長、

	菅野義矩委員でございます。再任でございます。 続きまして、一般社団法人神奈川精神科病院協会理事、佐伯隆史委員でございます。再任でございます。 続きまして、横浜市障害者地域作業所連絡会副会長、渋谷治巳委員でございます。再任でございます。 続きまして、神奈川県立瀬谷支援学校校長、清水武彦委員でございます。新任でございます。 続きまして、横浜市心身障害児者を守る会連盟代表幹事、清水龍男委員でございます。再任でございます。 続きまして、淑徳大学副学長・高等教育研究開発センター教授、地域連携センター長の鈴木敏彦委員でございます。新任でございます。本日、遅れて来るということで聞いております。 続きまして、公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会副理事長、須山優江委員でございます。再任でございます。 続きまして、横浜公共職業安定所所長、滝沢勉委員でございます。再任でございます。 続きまして、横浜市グループホーム連絡会入居者部会部会長、永田孝委員でございます。再任でございます。本日、欠席の連絡を受けております。 続いて、にじいろでGO！会長、奈良崎真弓委員でございます。再任でございます。 続きまして、一般社団法人横浜市歯科医師会常務理事、二宮威重委員でございます。再任でございます。 続きまして、横浜市肢体障害者福祉協会、松田隆和委員でございます。新任でございます。 続いて、一般社団法人横浜市医師会常任理事、水野千鶴委員でございます。再任でございます。本日、欠席のご連絡を頂いております。 続きまして、横浜市精神障害者生活支援センター連絡会、また、泉区生活支援センター芽生え施設長の港裕樹委員でございます。新任でございます。 続いて、横浜ピアスタッフ協会副会長、村山美保子委員でございます。新任でございます。 (川端係長) それでは、本日のご出席者数の確認をさせていただきます。本日の会議は、委員25名のうち21名が出席となっております。横浜市障害者施策推進協議会条例第5条第2項に規定されております委員の過半数を満たしていることをご報告させていただきます。 議題 (1) 会長選出について
--	---

(川端係長) それでは、議題(1)に入りたいと思います。議題(1)に關しましては、本協議会の会長を選出いたします。本協議会の会長は、横浜市障害者施策推進協議会運営要綱第6条によりまして、委員の皆様のご互選により決めると定められております。それでは、どなたかご意見、もしくは推薦者はいらっしゃらないでしょうか。菅野委員、お願いします。

(菅野委員) 改めて、内嶋委員に会長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(川端係長) 今、菅野委員から、内嶋委員を会長にという推薦がございました。皆様、どうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(川端委員) それでは、内嶋委員に会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

(内嶋会長、会長席へ移動)

(川端係長) 次に、職務代理者の選出をしていただきます。職務代理者につきましては、同じく横浜市障害者施策推進協議会条例第4条第3項により、あらかじめ会長が指名するものとなっております。会長、いかがいたしましょうか。

(内嶋会長) それでは、二宮委員をお願いしたいと存じます。よろしくお願います。

(拍手)

(川端係長) ありがとうございます。それでは、内嶋会長、二宮委員にご挨拶をお願いしながら、ここから内嶋会長に議事進行をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

(内嶋会長) 皆様、改めてこんにちは。ただいま会長を拝命いたしました内嶋でございます。引き続き円滑な議事の進行に努めたいと存じますので、ご協力のほど、よろしくお願いいいたします。それでは、二宮委員、お願います。

(二宮委員) 横浜市歯科医師会の二宮です。皆様方、初めまして。よろしくお願います。拝命いたしましたけれども、至らぬところが多々あるかと思いますが、どうぞよろしくお願います。この協議会ですが、日頃、横浜市の障害者施策に関しては、市の職員の方のご尽力だけではなく、今日参加された皆様方、委員の方々のお力も必要としています。特に今回、新任の方が8名ですか、かなり多く、新任の委員の方々は大分緊張したりちょっとドキドキしているかもしれませんが、忌憚なきご意見を頂けたらと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

ほうこくじこう
報告事項

(1) あんしん施策にかかる事業実績について

(内嶋会長) それでは、皆様、お手元の次第の4番目、報告事項に入らせていただきます。まず、報告事項(1) あんしん施策にかかる事業実績について、これは資料1になるとおと思いますが、事務局からご説明をお願いいたします。

(中村障害施策推進課長) ありがとうございます。健康福祉局障害施策推進課の中村でございます。資料1に沿ってご説明させていただきます。大変恐縮でございますが、座って説明させていただきます。

「「将来にわたるあんしん施策」の実績報告について」でございます。こちらについては、冒頭、健康福祉局長も触れさせていただきましたが、将来にわたるあんしん施策ということで、在宅心身障害者手当を廃止して、その財源を活用し、将来にわたる安心のための施策として展開してきているものでございます。

1番、事業費予算・決算額についてでございます。令和2年度予算額が28億5700万円、決算額が26億7200万円。右にございます令和3年度については、予算額29億800万円、決算額28億9600万円。令和4年度、予算額31億7800万円、決算額については30億3700万円ということで、予算額、決算額について、右肩上がりでは、着実に施策としての展開をしてきているところでございます。令和5年度につきましては、予算額として38億7700万円を計上しております。決算額については、現在、あんしん施策のみを抜き出した形で集計している状況がございまして、次回以降にご報告させていただければと思っております。令和6年度予算額については、33億7800万円ということで計上しております。令和5年度の予算額について、グラフの中で突出といいますか金額が増えている状況がございしますが、こちらについては、施設整備の助成として多機能型拠点、後ほどご説明させていただきますけれども、港北区にございます「び・すけっと」の建設に関する助成の経費を計上している関係で増えているところがございます。

次のページをご覧くださいと思います。2、第4期障害者プランにおける主な取組内容、実績・進捗でございます。障害者プランの施策の柱ごとに主な取組を抜粋して記載しているものでございます。(1) 親なき後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築、こちらは後見の支援制度でございます。令和5年度の実績で、各区1か所、18か所で実施してきている状況です。登録者数については2060人です。あんしんキーパーの数は1535人となっております。課題と今後の方向性でございますが、本制度を必要とする障害者は多く潜在すると考えられるため、制度を広く普及させ、必要とする人につなげていくということでございます。また、地域における見守り体制の強化が必要であるため、あんしんキーパーの担い手の拡充についても取り組んでいくということでございます。

次のページ、多機能型拠点の整備・運営です。令和5年度の実績でございますが、市内6館整備に向けて3館の開所が完了しているところでございます。4館目の整備の進捗ということで記載させていただいておりますが、令和5年度に

については、^{しゅんこう}竣工、^{かいしよじゅんび}開所準備を完了し、^{かんりよう}令和6年4月1日に^{れいわ}港北区に^{ねん}ございます
「^びび・^{すけつ}すけつと^{きく}菊名」を、^{よこはまきようせいかい}横浜共生会に^{せつち}設置・^{うんえい}運営という^{かたち}形で^{ねが}お願いして^{かいしよ}開所
しているところ^{にん}でございます。登録者数については、^{たんきにゆうしよ}短期入所が580人、^{にちちゆう}日中
一時支援が^{いぢしえん}443人、^{せいかつかいご}生活介護については^{めい}61名の方^{かた}のご登録^{とうろく}を^{じようきよう}いただいている^{じょうきよう}状況
でございます。課題と今後の方向性でございますが、5館目については^{かんめ}西区老松
町に^{せいび}整備を^{よてい}予定しているところ^{のち}でございます。後ほど、^{ほうこく}ご報告の^{あんけん}案件として^{にしくおいまつ}ご
説明^{せつめい}させていただく^{よてい}予定^{れいわ}になっております。令和6年度中に^{うんえいほうじん}運営法人の^{せんてい}選定を
行^{おこな}っていくことを^{よてい}予定^{ひきつづ}しています。引き続き、^{かんせいび}6館整備^むに向け^{きまざま}様々な^{しゅほう}手法^{けんたう}を検討
しながら、^{そうき}早期の^{せいび}整備^むに向けて^{とく}取り組んで^くいきます。

次のページを^{らん}ご覧ください。（2）^{しょうがいしゃ}障害者の^{こうれいか}高齢化・^{じゅうどか}重度化への^{たいおう}対応です。
^{しょうがいしゃ}障害者グループホーム^{せつちうんえいひほじよじきよう}設置運営費補助事業では、^{れいわ}令和5年度の^{ねんど}実績^{じつせき}でございます
が、^{こうれいか}高齢化・^{じゅうどか}重度化^{ていいん}対応グループホームの^{せつちうんえい}設置数及び^{ていいん}定員数として、^{しよ}3か所^の
設置、^{めい}26名の^{てんかひ}定員^{つぎ}ということで^{つぎ}展開^{つぎ}しております。次に^{うんえいほうじん}バリアフリー等^{せいしゆ}改修費
補助^{ほじよけんすう}件数^{れいわ}でございますが、令和5年度については^{ねんど}1件の^{けん}補助^{ほじよ}を^{しよ}しております。
^{へいせい}平成24年度から^{ねんど}累積^{ろいせき}で^{けん}17件の^{ほじよ}補助^{かだい}を^{ほうこうせい}しております。課題と今後の方向性では、
^{こうれいか}高齢化への^{たいおう}対応や^{じゅうどししょうがいしゃ}重度障害者の^{かた}方^{しえんさく}の^{きようぎ}支援策^{にゆうしよしせつ}を^{しよ}協議^{しよ}するため、^{うんえい}入所施設^{きようぎ}や^{せつち}グループ
ホームの^{うんえい}運営事業者^{きようぎ}団体との^{つぎ}協議^{つぎ}の場^{つぎ}を設置^{じぞくてき}いたしました。引き続き、^{じぞくてき}持続的に
実現^{じつげん}可能な^{のう}仕組み^{しき}を^{けんたう}検討^{けんたう}してまいります。バリアフリー等^{とうかいしゆうじきよう}改修事業は、^{ひつようせい}必要性が
^{みと}認められる^{せいび}グループホーム^{すす}について^{こんご}整備^{りようしよ}を進めて^すきました。今後とも、^{きんご}利用者の
^{じょうたいへんか}状態変化^{たいおう}に対応^{てきせつ}しまして、^{じき}グループホーム^{ひつよう}が^{かいしゆう}適切な^{かいしゆう}時期^{かいしゆう}に必要な^{かいしゆう}改修^{かいしゆう}が^かできま
すよう、^{せいど}制度の^{あんない}案内^{じぜん}や^{ちようさ}事前^{けいぞく}の^{じつし}調査^{じつし}を^{じつし}継続^{じつし}して^{じつし}実施^{じつし}してまいります。

次のページを^{らん}ご覧ください。^{みんかんじゆうたくきよじゆうしえんじきよう}民間住宅居住支援事業です。こちらについて
は、^{れいわ}令和5年度、^{ねんど}相談^{けんいただ}を^{けんいただ}516件^{けんいただ}頂^{けんいただ}いているところ^{けんいただ}です。全体として^{ぜんたい}民間住宅^{みんかんじゆうたく}の
^{きよじゆうしえん}居住支援^{けん}について^{けん}2381件^{けん}のご相談^{けん}を^{けん}頂^{けん}いておりますが、^{けん}その内数^{けん}でございまして、^{けん}その内数^{けん}でございまして、^{けん}516件^{けん}の^{けん}障害^{けん}のある^{けん}方^{けん}から^{けん}のご相談^{けん}を^{けん}頂^{けん}戴^{けん}している^{けん}状況^{けん}です。高齢化や
^{たんしんせたい}単身世帯^{ぞうか}の増加^{ぞうか}によりまして、^{そうだん}相談窓口^{そうだん}に^{そうだん}寄せられる^{そうだん}相談^{そうだん}は、^{しょうがい}障害^{かん}に関するもの
だけではなく^{かん}複合的な^{かん}課題^{かん}を抱^{かん}えている^{かん}内容^{かん}が多い^{かん}状況^{かん}でございます。相談
^{かん}窓口と、^{かん}居住支援^{かん}を行う^{かん}不動産^{かん}や^{かん}福祉^{かん}の^{かん}事業者^{かん}、^{かん}支援機関^{かん}との^{かん}連携^{かん}を^{かん}強化^{かん}する
ことによりまして、^{かん}障害者の^{かん}状況^{かん}に応^{かん}じた^{かん}きめ細^{かん}やかな^{かん}支援^{かん}を進めて^{かん}まいりたい
と^{かん}考えて^{かん}おります。

次のページです。^{ちい}地域生活^{ちい}のための^{ちい}きめ細^{ちい}かな^{ちい}対応^{ちい}です。こちらは、^{しょうがい}障害児者^{しょうがい}の^{しょうがい}医療^{しょうがい}環境^{しょうがい}整備^{しょうがい}事業^{しょうがい}でございまして、^{しょうがい}令和5年度の^{しょうがい}実績^{しょうがい}で、^{しょうがい}知的^{しょうがい}障害者^{しょうがい}専門^{しょうがい}外来^{しょうがい}を
^{しょうがい}設置^{しょうがい}医療^{しょうがい}機関^{しょうがい}の^{しょうがい}箇所^{しょうがい}数及び^{しょうがい}受診^{しょうがい}者数^{しょうがい}でございまして、^{しょうがい}設置^{しょうがい}数は^{しょうがい}5病院^{しょうがい}、^{しょうがい}受診^{しょうがい}者数^{しょうがい}
は^{しょうがい}237人^{しょうがい}となっております。医療^{しょうがい}的^{しょうがい}ケア^{しょうがい}児・者^{しょうがい}等^{しょうがい}コー^{しょうがい}ディ^{しょうがい}ネーター^{しょうがい}相談^{しょうがい}件数^{しょうがい}につい
ては、^{しょうがい}732件^{しょうがい}のご相談^{しょうがい}を^{しょうがい}頂^{しょうがい}いております。医療^{しょうがい}的^{しょうがい}ケア^{しょうがい}児・者^{しょうがい}等^{しょうがい}支援^{しょうがい}者^{しょうがい}養成^{しょうがい}研修^{しょうがい}の
^{しょうがい}修了^{しょうがい}者数^{しょうがい}は^{しょうがい}57名^{しょうがい}となっております。累計^{しょうがい}として^{しょうがい}241名^{しょうがい}の^{しょうがい}支援^{しょうがい}者の^{しょうがい}養成^{しょうがい}を進めて
^{しょうがい}きて^{しょうがい}いるところ^{しょうがい}でございます。課題と今後の方向性^{しょうがい}でございまして、^{しょうがい}知的^{しょうがい}障害者^{しょうがい}

専門外来設置医療機関について、南部方面に設置できていない状況がございます。箇所数も少ないため、南部方面にも整備していくということで、6か所目の設置を目指してまいります。また、身近なかりつけ医で適切な医療が受けやすくなるよう、医療従事者を対象とした障害理解の促進につながる研修も実施してまいります。医療的ケア児・者等支援促進事業について、医療的ケア児・者等に対応できる施設・事業者等が少ないため、医療的ケア児支援法の施行も踏まえて、保育・教育分野での受入れ促進にも取り組んでまいります。また、オンライン開催も含めて支援者養成を着実に進めるとともに、フォローアップ研修の実施によりまして、関係機関の連携強化も進めてまいります。コーディネーターの認知度を向上させまして、地域の支援者や関係機関が医療的ケア児・者の対応について相談しやすい環境をつくってまいりたいと考えております。

次のページをご覧ください。移動情報センター運営等事業でございます。こちらについては、令和5年度の実績として、2563件のご相談を頂戴いたしました。課題と今後の方向性でございますが、今後は移動情報センターのさらなる周知を図ることで、センターが広く認知され活用が進むよう取り組んでまいります。また、運営の充実に向けて、移動に関連する社会資源との連携を深めまして、センター運営協議会等において効果的な取組事例を共有することにより、相談時に移動に関わる適切な情報が提供できるよう取り組んでまいります。

次に、障害者自立生活アシスタントでございます。こちらについては、令和5年度、36か所で展開しております。登録者数については、延べで782名となっております。課題と今後の方向性でございますが、障害者の地域移行を進める中で、本事業の必要性は高いものと考えられます。法定サービスである自立生活援助との整理を明確にして、引き続き、必要な方に支援が届くよう、関係機関への周知やアシスタントのスキルアップに努めてまいります。

将来にわたるあんしん施策の主立った項目について、令和5年度の取組状況、実績等をご説明させていただきました。ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(内嶋会長) ありがとうございます。報告事項のうち、あんしん施策に係る事業実績についてご質問やご意見のある委員の方、ご発言をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。では、奈良崎委員、お願いいたします。

(奈良崎委員) 奈良崎です。まず、親なき後のあんしん施策について意見ですが、できたらでいいので、まず、親なき後の前の、例えば親が入院したときや病気をしたときのあんしんノートみたいなものをつくってもらえると。私たちが障害者は、多分、自分の親が病気をしたら、どこの病院かと言われても親子でも知らないですし、あと、自分がもし病気をしたときも、ここの病院に行ってほしいとか、そういうノートがあるといいのかなと思いました。以上です。

(内嶋会長) 奈良崎委員、ご発言ありがとうございます。事務局から何かコメ

ントはありますか。

(中村障害施策推進課長) ご質問ありがとうございます。あんしんノートみたいなものということでご発言いただきました。あんしんノートにつきましては、あんしんセンターのほうで様式をつくって、また、障害者支援センターが後見的支援の推進法人として受託していただいています。障害者支援センターのほうでもあんしんノートの研修会を開催するなどしているところがございます。ただ、まだ十分にあんしんノートの周知といえますか、必要とされる方に届いていない部分があるかと思っておりますので、引き続き、障害者支援センターとも協力しながら進めてまいりたいと思います。

(内嶋会長) 事務局、ご説明ありがとうございます。今、障害者支援センターのお話が出ましたので、会長の内嶋からも一言付け加えます。奈良崎委員がおっしゃるように、親なき後の前の、親あるけれども十分働けない状況というのは、現実には確かにたくさんございます。先ほどの解説というか報告の中の一つに後見的支援制度というものがございますが、あれは、例えば親御さんやご家族が亡くなった後にしか動かないわけではなくて、親御さんやご家族がまだ元気なうちから支援に入ります。ノートにいろいろ書いていただくのもいいのですが、恐らく、障害の当事者の方がノートにいろいろと希望を書いていくというのが難しかったりする場合もあります。そういうときにはご家族にもつくっていただきたいのですが、ご家族もなかなかつくらないということになれば、後見的支援制度というのはご訪問、面接をしたりして、そのときのご家庭の状況をつぶさにヒアリングするようにしています。私もその現場に何度か立ち会いましたが、その中で、ご家族に何が一番課題としてあり得るだろうかということを予測したり、あるいはその予測に基づいてどんな支援ができるのかと。例えば私が経験したケースでは、当事者の方にご了解を取ってご近所の方にお声がけをして、もしもこのお家で何か異変が感じられるようであれば、すぐに後見的支援を運営している法人にご連絡くださいということで、四方を囲んで支援するというをやったのです。それがずばり当たって、ご親族の方が室内で転倒されておけがをしたと。これ、実は親御さんだったのですが、そうすると、世話をされている親御さんは身動きが取れなくなるし、当然その支援を受けている障害のあるお子さんも支援が途切れるということがあって、非常に危ない状態だったのですが、ご近所の方がすぐ異変を察知して、救急車を呼んでいただいたり、支援法人にご連絡を頂いて事なきを得たということがあります。なので、この横浜市の後見的支援制度というのは、他の自治体に比べて非常に優れた制度ではあるので、奈良崎委員におかれても、この制度を使って、この制度に関わっている支援者にいろいろなことを話しておくようにというご案内を頂けると、この制度がさらに生きてくることになりますので、ぜひご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。会長からの付言、付け加えてございます。

ほかに、この報告事項の中でご発言やご質問・ご意見はございますか。いかがでしょうか。よろしいですか。では、会長から一言だけ。この報告の中で、令和5年度実績をつぶさに数字で挙げていただいて、報告書のレイアウトをシンプルにするというところからはいろいろ悩みも多いと思いますが、やはりこういう実績というのは、単年実績を示されても、うまくいっているのか、うまくいっていないのか、よく分からないのです。なので、複数年でもう事業を開始されているものがございまして、複数年実績をもしお示しできるようであれば、例えば括弧書きにして前年度の実績を加えていただくとかすると、事業の進捗度合いが非常に分かりやすくなると思いますので、ぜひ工夫をよろしく願います。これは意見でございますので、特にコメントは必要ございません。よろしく願います。

それでは、報告事項（１）はここまでということにいたします。

（２）精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃割引について
（内嶋会長）続いて、次第の報告事項（２）精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃割引についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

（中村精神保健福祉課長）精神保健福祉課の中村と申します。資料２「精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃割引について」ということで、私から説明させていただきますので、よろしく願います。

資料ですが、令和7年4月1日から、精神障害者の方に対しましても旅客鉄道株式会社等の旅客運賃割引が始まることとなります。既に一部の鉄道会社等で行っているところはあるのですが、正式には来年の4月からとなります。割引の対象となるためには、精神障害者保健福祉手帳に1種もしくは2種という種別の記載がされていることが必要になってまいります。種別の記載を希望する方には、ご本人様もしくは介助者の方のお申出により、種別が記載されたシールをこちらから郵送しますので、お手持ちの精神障害者保健福祉手帳にお貼りいただきたいというものでございます。今、お持ちの精神障害者保健福祉手帳を、原則として、再発行したり市役所や区役所にお持ちいただく必要はないというものになります。

1番のところに、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額種別について書いております。（１）にもありますとおり、旅客運賃の割引対象に精神障害者保健福祉手帳所持者の方が追加となります。既に身体障害者の手帳や愛の手帳、療育手帳の所持者の方については割引対象となっていたところでございます。割引の対象につきましては、1種、2種となります。精神障害者保健福祉手帳の場合、1級の方が1種、2級・3級の方が2種となります。（３）にもありますが、旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引を受けるには、精神障害者保健福祉手帳に

1種もしくは2種の記載があること、有効期限の中であること、それから、先ほど原則と申し上げましたけれども、顔写真が貼ってあることが必要となりますので、顔写真を貼っていない手帳をお持ちの方は、再度発行等の手続きが必要となります。

次のページになります。（４）割引の適用範囲、割引区間並びに割引乗車券の種類、割引率、購入方法等については、各旅客鉄道会社等がそれぞれ設定することとなります。資料には、J R グループの記者発表資料から抜粋したものを付けさせていただいております。介護者と一緒にご利用になる場合については、手帳をお持ちの方と介護者の方には同一区間の乗車券をお買い求めいただくことができます。割引となる介護者の方は1名ということになっております。第1種精神障害者の方と介護者の方につきましては5割、12歳未満の第2種精神障害者の方と介護者の方につきましては定期乗車券を5割というような、鉄道会社によって若干異なる部分もございます。（２）のところについては割愛させていただきます。

3 ページ目をご覧ください。2 番の精神障害者保健福祉手帳への種別記載の申出方法でございます。既に手帳をお持ちの方につきましては、本日、チラシをお配りさせていただいておりますが、そちらの裏面が申出書ということになっております。こういった申出書を郵送いただく、もしくは、横浜市の電子申請届出システムで健康福祉局の事務処理センターにお申し出いただくということになります。12月中旬から受付を開始する予定としております。先ほどのチラシ等につきましては、申込用紙も含めてですが、ホームページからダウンロードできるようにさせていただきます。あと、区役所等でも配布させていただきます。それから（２）ですが、令和7年1月以降、申し出いただいた方から順次、1種もしくは2種と書かれたシールを、どこに貼ってくださいというようなご案内を書いた資料等と併せて送らせていただきます。そのシールをお手持ちの手帳に貼っていただくことになります。それから（４）のところでございます。令和7年1月1日以降、新たに精神障害者保健福祉手帳を申請する方、もしくはその再発行の申請をされた方につきましては、新しい精神障害者保健福祉手帳に最初から種別を記載させていただきますので、シールを貼る必要はないというものになります。説明は以上となります。

（内嶋会長）事務局、ご説明ありがとうございました。少し音声聞き取りにくいところもあったかもしれませんが、先ほどご報告いただきました精神障害者に対する旅客運賃割引について、ご質問・ご意見のある委員の方、ご発言をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。それでは、加藤委員、よろしくお願ひします。

（加藤委員）ピアサポートグループ在の加藤です。私は精神障害の当事者ですが、この件については、あちこちで当事者の方からどうなるんだろうというお話

を伺います。今日、初めて詳細を伺い、理解できました。最初だけ申請して、それ以降、申請なく自動的に更新されるということですが、この件の詳細について分からない人がたくさんいると思うので、ぜひ生活支援センターに貼り出したり、各事業所に案内していただければと思っています。以上です。

（内嶋会長）加藤委員、ご発言ありがとうございます。事務局のほうから何かコメントはございますか。

（中村精神保健福祉課長）ご指摘いただいたとおり、今お持ちの方については申出が要るのですが、精神保健福祉手帳は2年に1回更新ですので、それ以降、更新の際には新しい手帳の様式ということで1種・2種が書かれたものになりますので、ご指摘のとおりということになります。あと、周知の部分につきましては、各団体や生活支援センター等にも今ご協力をお願いしているところでもございますので、できる限り多くの方にちゃんと行き渡るような形で工夫していきたいと考えているところでございます。

（内嶋会長）事務局、ご説明ありがとうございます。委員の皆様も、今日は細かな報告の資料が出てまいりましたので、誤解のない範囲で周知にご協力いただければ大変ありがたく存じます。よろしくお願いします。ほかにご意見・ご質問のある委員の方、いらっしゃいますか。いかがですか。それでは、奈良崎委員、お願いします。

（奈良崎委員）やっとなんか精神障害も割引になるんですねというのがずっと言われていて。それで、シールについて、うちの兄も精神障害で役所に連れていくのが非常に大変なのです。できたら地元の精神病院とか、かかっているところにその手続をやってもらおうと、私としては、きょうだいとしては、彼はどうせ1か月に1回は病院に、1人では行けないので、何しても妹がいつも連れていくので、そこでできるといいのかなという、合理的配慮もしてもらおうとうれしいなと思いました。あくまで意見でした。

（内嶋会長）奈良崎委員、ご発言ありがとうございます。事務局から何かコメントはございますか。

（中村精神保健福祉課長）ご提案ありがとうございます。医療機関に関しましてはかなりの数がございますので、事務局の中で検討させていただければと考えております。

（内嶋会長）ありがとうございます。ほかにご発言はいかがでしょう。そうしたら、まず、村山美保子委員からご発言をお願いします。

（村山委員）村山です。このシステムは4月1日以降なのですが、順次という感じなのではないでしょうか。あと、横浜市以外の横須賀市とかそういう地域はやらないのでしょうか。あと、お金は、今まで地下鉄やバスに乗るのに1年間1200円かかっていたのですが、それもなくなるのでしょうか。

（内嶋会長）村山委員、ご発言ありがとうございます。今、幾つか質問がござ

いでしたが、事務局からそれぞれコメントをお願いしてもよろしいですか。
(中村精神保健福祉課長) まず、精神保健福祉課の中村から今回の制度の関係で
ございますが、4月1日から各鉄道会社単位で割引を開始するということになっ
てまいります。なので、例えば京浜急行さんですと、横浜市内から横須賀に通っ
ていたりしますが、京浜急行さんとして割引を実施するので、その乗車区間に
応じた形になりますから、そういう意味では、実質的には横須賀市内に行かれた
場合でも鉄道旅客運賃の割引は適用となってまいります。

それから、特別乗車券ということで、恐らく金額のお話をされたかと思いま
す。あくまでもこの精神障害者の手帳の割引というのは5割になるものになりま
す。特別乗車券については、それを提示するとそのまま乗れるということになる
ので、年間一定のご負担をいただいた金額の中で、市営地下鉄ですとか、そうい
ったところはご利用いただけるという制度になってまいります。使い方の工夫と
いうところで言いますと、例えば、手帳の提示の場合ですとあくまでも5割まで
しか利用できないということになりますが、多く使われるのであれば特別乗車券
を使っていただくという方法はあるかなと思いました。

(内嶋会長) 事務局のコメントは以上でよろしいですか。

(今井課長) 障害自立支援課の今井です。今お話しいただきました特別乗車券の
関係で、少しだけ補足させていただきます。今は、特別乗車券に関しましては
身体障害の方も知的障害の方も精神障害の方も、年間1,200円をお支払いいただ
ければ無料で、市内を運行するバスですとか、あるいは市営地下鉄ですとか、
一部の鉄道にお乗りいただけるかと思います。福祉特別乗車券に関しましては
制度の変更は特にございませんので、今までどおり1,200円をご負担いただいて、
乗るたびごとに料金はお支払いいただかなくて大丈夫です。実際に精神障害者
割引が適用されて、福祉パスが使えるもの、例えば、先ほどお話のあった
J Rなどは残念ながらお使いいただけませんので、そういったものにお乗りい
ただくときには手帳をお見せいただいて、半額をお支払いいただくような形にな
ります。よろしく願いいたします。

(村山委員) ありがとうございます。

(内嶋会長) 事務局、ご説明ありがとうございます。交通に関する補助につい
て、幾つかの市からの補助があつて、それぞれ適用範囲が違うというご説明だと
思います。障害当事者の方はなかなかその辺をずっと理解が難しい方もたくさ
んおられますので、今後も市から丁寧なご説明・ご案内をお願いできたらと思
います。

(松田委員) 松田です。私なんかもよく使いますが、J Rとかの場合は、100
キロ以上のときには単独で本人は使えます。100キロ未満は単独の場合は普通運賃
になりますので、使う方がそこを間違いないようにしていったほうが
いいと思います。100キロ以上でしたら関係なく使えますが、それ未満でしたら

普通運賃の扱いになりますので。

それから、よくこういうことが初めに行われるときには当事者もよく勉強して理解しないといけないのですが、鉄道会社さんとか、適用になるところが天狗になって、適用になるのに何も言わないというパターンがよくあるので、そういうところの指導もお願いしたいと思います。よく調べたら適用になるのに、本人が言わなかったばかりに、損得で言うとうけられるものが受けられなかったということがよくあるので、そここのところは事業主とかそういうところに周知徹底することをお願いしたいと思います。以上です。

(内嶋会長) 松田委員、ご発言ありがとうございました。何か事務局からコメントはありますか。

(中村精神保健福祉課長) ご発言ありがとうございました。フォローいただきまして本当に助かりました。ありがとうございます。鉄道会社ですとかそういったところのフォローに関しましては、今回チラシをつくる際に交通局さんですとか、そういったところにもご協力いただいた経過がございます。今後、周知を図る中で各会社等にもご協力は求めていくつもりでありますので、そういう形で進めていければと思います。

(今井課長) 度々申し訳ありません。私が先ほど誤解してしまうような発言をしてしまって申し訳ありません。先ほど、J R の場合には手帳をお見せして半額でということをお話し差し上げたのですが、今、委員からご発言いただきましたとおり、基本的に全部半額になるのは、介助者の方と一緒にご利用になる場合にはなります。ですので、先ほどお話をあつたとおり、単独で半額になる場合には100キロ以上の乗車が必要になりますので、そここのところはご注意くださいと思います。誤解を招くような表現をして申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

(内嶋会長) まだまだ正確な周知が必要だなという感想を受けましたので、引き続き市のほうから丁寧なご案内をよろしくお願いいたします。審議を始めてからもう既に50分を経過しております。いろいろお体の事情がある方もおいででございますので、ここで休憩を挟みたいと存じます。10分間の休憩をいたしますので、そちらの時計でちょうど4時、16時になるまで休憩を挟みたいと思います。よろしくお願いいたします。

(休憩)

(内嶋会長) 皆さんお忙しいところでございますので、休憩を切り上げて後半の議事に入りたいと存じます。先ほど、2番目の精神障害者に対する旅客運賃割引について質問・ご意見を伺ったのですが、まだご意見がある方のお声がありましたので、奈良崎委員、ご発言をお願いしたいと思います。

(奈良崎委員) 先ほど彼女が質問したものに具体的に1つ答えていないのが疑問だったので、質問させていただきます。横浜市内のところの割引は使えるのですか。

例えば、横浜から近い藤沢とか湘南台とか、そういう場合は小田急線じゃないですか。逆に彼たちは使えるのか、それとも、これは横浜市だけの問題なのかを教えてください。以上です。

（内嶋会長）奈良崎委員、ご発言ありがとうございます。今のは、横浜市外まで足を伸ばしたときでもこの割引の制度が使えるのですかというご趣旨のご質問だと思いますが、事務局からコメントはございますか。

（中村精神保健福祉課長）私の言い方が悪かったところもありますが、各鉄道会社が割引を実施するということで、例えば今の事例でいきますと、小田急さんは割引をたしか実施するはずで。なので、新宿から藤沢まで乗っても割引の対象になってくると。ただ、J Rについては101キロを超えないと、お一人だと対象になってこないということがあり、その組合せといったところがあるので、まどろっこしい言い方になってしまったかなと思います。なので、実際には、各鉄道会社の線の中であれば、たしか私鉄さんはほとんど自社線内は割引にしていたかと思うので、そういう利用の仕方になるのかなと思います。

（内嶋会長）事務局、ありがとうございます。いずれにしても、各鉄道事業者さんの案内をよく確認していただいたほうがいいのかなということでしょうし、できれば市のほうからも機会があるごとに、主立った鉄道事業者さん等の交通の旅客運賃割引のご案内をしていただけるとありがたいと思います。この件については、ほかにはよろしいでしょうか。そうしたら、どうしましょうか。まず、港委員からご発言をお願いします。

（港委員）泉区生活支援センターの港です。今日、別紙で頂いた「割引制度が開始されます」というものがあると思いますが、この中に、確かに各交通会社によって割引の仕方等が違いますということで、そこは網羅されているかと思うのですが、当事者の方たちは、先ほども何名かの方からご意見があったように、特別乗車券をお持ちの方が多いかと思います。精神の方の、特別乗車券の行動範囲内の同伴者割引というものは今回適用になるという解釈で、特に市内地下鉄と市営バス、神奈中バスはどういう取扱いになっているかを、現時点で分かる範囲で教えていただければと思っているのと、あと、もう一点が、これは手帳所持者には郵送等では行かないのかというところを教えていただければと思います。

（内嶋会長）港委員、ご発言ありがとうございます。事務局から、今のご質問に対するコメントをお願いいたします。

（今井課長）ご質問いただきました、最初のほうの福祉特別乗車券を使った場合のことについてご説明させていただきます。横浜市営地下鉄に関しましては、身体障害と知的障害と同じような形での適用になります。ですので、横浜市交通局の運行している市営地下鉄と市バスにつきましては、同じような形で使いたい形になります。神奈中バスですとか、ほかのバス事業者さんにつ

きましてはまだ明らかにしていられっしやらないところが多いので、大変恐縮ですが、各バス会社さんのホームページなどをこれから先、確認していただければと思います。前半部分の説明については以上です。

（中村精神保健福祉課長）後段部分は郵送で申請書を送らないのかというお話ですが、手帳の関係の情報を郵送することに拒否的な方も中にはいらっしやるということもある中で、今回は全員に送ることはせずに、いろいろな形の周知をしながらご案内させていただきたいというところでございます。

（中村精神保健福祉課長）申請書について、全ての方に送るかというご質問を頂いたところではございますが、精神保健福祉手帳の関係のお知らせを送られることは困るという方もいらっしやる中で、全員の方に送ることは今回は行わないということで今動いています。周知の方法については、こちらとしても工夫しながら進めてまいります。

（内嶋会長）港委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

（港委員）大丈夫です。ありがとうございます。

（内嶋会長）ありがとうございます。ほかにご発言は。お名前をお願いします。

（佐伯委員）神奈川県精神科病院協会の佐伯と申します。今いろいろ調べてみたら障害者Suicaのようなものもあって、我々も携帯でどんどん東京へ行ったり、乗り入れですごく便利で、何も考えずに私鉄もJ Rも利便性がすごくよくなっている時代に、J Rが100キロとか制限をつけたりすると、障害者Suicaが使いつづらなくなったり、あとは、東横と相鉄とか、そういうところの乗り入れで、初めに運賃をそこまで買くと、途中で降りなければいけなくなったりするとすごく大変になるのではないかと思います。横浜市のほうから、普通に僕らが使っているように、障害者の方も同じような利便性で使えるようにしていくのが大事なのかなというこの働きかけで、100キロとかにすると多分、駅員さんも考えるのが大変なのかなと。機械で分かるのかもしれませんが、100キロの制限の意味が何でなのかというところとかを、市のほうから聞くことができるのかなと。以上です。

（内嶋会長）佐伯先生、今のご意見というふうに承ったらいいか。それとも、何か施策を、横浜のほうで国に働きかけるとか、そういうことをしてほしいという。

（佐伯委員）この会議からそういう意見が出ているというのをJ Rに言っていただくとか、そういうのもいいのかなと。

（内嶋会長）分かりました。事務局、何かコメントはありますか。

（中村精神保健福祉課長）精神保健福祉手帳をお持ちの方が割引になるようにということに関しましては、これまでもいろいろな団体ですとか市も含めて要望してきた中で、まず第一歩というところかと思えます。そういったご要望があるということは我々としてもちゃんと受け止めさせていただいて、今後の施策の中で

どのように拡大をお願いしていくことになるのかと考えているところでございます。

（内嶋会長）ありがとうございます。先ほど松田委員から挙手がありましたので、ご発言をお願いします。

（松田委員）私なんかはよく乗ってあれするのですが、精神保健福祉手帳の方は大変だと思います。身体の者が極端な話、私はよく都心に出かけて乗り継ぎをするのですが、東横なんかの場合、埼玉へ行くときでも本当は直接分担できるのですが、一応、東横だったら渋谷までの区間でというような形で、鉄道会社の運賃の精算の仕方によってすごくあれが出るようで、そこは乗る人がスマホでさっさと行くようにするのと、その人が介助者と一緒に理解してあれするのか、利用する人のケース・バイ・ケースでしてあげないと、鉄道会社に一律であれしてくれと言っても、なかなか正直、大変だと思います。ただ、J R の場合、西日本と東日本でまたこれが全然違うんですよね。でも、一応、J R の場合は、私なんかは四国・高知の出身で、高知へ帰るのにいきなり横浜で全部できるのですが、なかなか一長一短があって大変だと思います。それは、自分たちが熟知して使い慣れて、それで、お互いにその情報を、こうだったからこういうふうにしたほうがいいんだよというのを広げていくしかないと思います。

（内嶋会長）松田委員、今のはご意見というふうに承ってよろしいですか。

（松田委員）まあ、そうですね。

（内嶋会長）ありがとうございます。あと、二宮委員からもご発言のあれがありましたので、お願いします。

（二宮委員）横浜市歯科医師会の二宮です。この件について、委員の方々からすごくご意見がいろいろありました。この運賃割引制度についてはすごく複雑ですので、実際、この先これを受け取った方で、私はこうこうこうで、こうで、こうでと、多分いろいろ市のほうにご質問が寄せられると思いますので、一つの提案ですが、Q & A とかをつくってもいいかなと思いました。そうすると、手帳の割引制度を知った方にとっても戸惑うことが少なくなりますし、また、担当の市の職員の方も問合せが減少するので、そういったQ & A とか何か分かりやすいものをつくってもいいかなと思いました。一つの意見です。以上です。

（内嶋会長）二宮委員、ご発言ありがとうございます。何か、事務局からコメントはありますか。

（中村精神保健福祉課長）ご提案ありがとうございます。どこまでのQ & A がつくれるか、各会社さんとかの関係もあるので、ちょっと中で検討させていただければと思います。ありがとうございます。

（内嶋会長）ありがとうございます。2番目の報告事項について、たくさんのご意見・ご質問、活発なご議論ありがとうございます。時間の関係もございますので、恐縮でございますが、（2）についてはこの場ではこの限りという

ことで、この後も多分ご案内やご質問があると思いますので、それは個々になさっていただければと思います。

(3) 横浜市補装具費支給に要する費用の特別助成制度について

(内嶋会長) それでは、報告事項(3) 横浜市補装具費支給に要する費用の特別助成制度について、事務局からご説明をお願いいたします。

(今井課長) 障害自立支援課の今井です。資料3についてご説明させていただきます。すみません、座ってご説明させていただきます。資料3のペーパーになります。「横浜市補装具購入等に要する費用の特別助成制度について」という内容です。こちらは、今年3月の障害者施策推進協議会でも一度ご報告させていただきましたもので、今回、12月1日から制度開始になりますので、改めてのご説明をさせていただければと思います。

1番の趣旨のところですが、今まで国のほうで行っております補装具費支給制度について、今年の4月1日から、障害児に対する補装具費支給制度に関する所得制限が撤廃されました。このため、今年度から障害児に関しては、国制度上全ての方が対象となることになりました。一方で、国制度において障害者に対する所得制限の撤廃は行われていないことから、障害の永続性を考慮いたしまして、横浜市の独自制度として横浜市補装具購入等に要する費用の特別助成制度というものを創設し、今年の12月1日から開始するものでございます。

2番です。横浜市補装具購入等に要する費用の特別助成制度の概要です。対象となる方は、国制度で所得の関係で対象とならない、ご本人または配偶者の市民税所得割額が46万円以上の身体障害者あるいは難病患者等の方々になります。(2) 利用者負担は3割、公費負担は7割という形になります。ただし、公費負担の年度上限額を60万円とさせていただきます。(3) 対象とする補装具です。18歳未満を対象とする国制度の補装具が4品目ありますが、18歳未満を対象とする種目を除いた13品目が対象となります。対象となる補装具の基準額や耐用年数等は、国の制度と同じになります。年間の見込み対象者数については、320人程度を見込んでおります。制度開始時期については、今年の12月1日からです。参考として、国制度と本市の今回の特別助成制度の比較の表をお付けしておりますので、後ほどご確認くださいと思います。

また、次のページの参考に、現行の補装具費支給制度についても掲載させていただきます。こちらの区分にあるとおり、生活保護世帯と低所得の方々については、自己負担の上限月額が0円。一般の障害児の市民税の課税世帯、また、障害者の市民税課税世帯であって、所得割額が最も高い方の税額が46万円未満の世帯については、月額3万7,200円のご負担をいただいております。こちらに載っております制度対象外、本人または配偶者の市民税所得割額が46万円以上の世帯となっているの方々について、今回、特別助成制度でカバーさせていた

だく形^{かたち}でございます。説明^{せつめい}については以上^{いじょう}になります。よろしくお願^{ねが}いいたします。

(内嶋^{うちじま}会長^{かいちょう}) ご説明^{せつめい}ありがとうございました。この横^{よこ}浜^{はま}市^し補^ほ装^{そう}具^ぐ費^ひ支^し給^{きゅう}に要^{よう}する費^ひ用^{よう}の特^{とく}別^{べつ}助^{じょ}成^{せい}制^{せい}度^どについ^てご質^{しつ}問^{もん}・ご意^い見^{けん}のあ^ある方^{かた}、ご発^{はつ}言^{げん}をお願^{ねが}いしたいの^のです^{です}が、い^いか^かがで^でし^しょう^うか。よ^よろ^ろし^しい^いで^です^すか。特^{とく}に^にご^ござ^ざい^いま^ませ^せん^んか。そ^それ^れで^では、^{ほうこくじこう}報^{ほう}告^{こく}事^じ項^{こう} (3) につい^てはこ^こま^まで^でと^とさ^させ^せて^てい^いた^ただ^だき^きま^ます。

(4) 多^た機^き能^{のう}型^{がた}拠^{たき}点^{てん} (5 館^{かん}目^め) の整^{せい}備^び進^{しん}捗^{ちよく}につい^て

(内嶋^{うちじま}会長^{かいちょう}) そ^それ^れで^では、続^{つづ}い^いて^て報^{ほう}告^{こく}事^じ項^{こう} (4) 多^た機^き能^{のう}型^{がた}拠^{たき}点^{てん} (5 館^{かん}目^め) の整^{せい}備^び進^{しん}捗^{ちよく}につい^て、事^じ務^む局^{きょく}か^から^らご説^{せつ}明^{めい}をお願^{ねが}いいた^たし^しま^ます。

(大^お津^つ課^か長^{ちやう}) 障^{しょう}害^{がい}施^し設^{せつ}サ^さー^ービ^びス^す課^かの大^お津^つと^と申^{もう}し^しま^ます。資^し料^{りょう}は4番「多^た機^き能^{のう}型^{がた}拠^{たき}点^{てん} (5 館^{かん}目^め) の整^{せい}備^び進^{しん}捗^{ちよく}につい^て」で^でご^ござ^ざい^いま^ます。多^た機^き能^{のう}型^{がた}拠^{たき}点^{てん}につい^ては、先^{さき}ほ^ほど^どのあ^あん^んし^しん^ん施^し策^{さく}の資^し料^{りょう}の中^{なか}に「常^{じょう}に医^い療^{りょう}的^{てき}ケ^けアを^を必^{ひつ}要^{よう}と^とす^する^る重^{じゅう}症^{しやう}心^{しん}身^{しん}障^{しょう}害^{がい}児^い・者^{しや}等^{とう}とそ^その^の家^か族^{ぞく}の地^ち域^{いき}生^{せい}活^{かつ}を支^し援^{えん}するた^ため、相^{そう}談^{だん}支^し援^{えん}、短^{たん}期^き入^{にゅう}所^{しよ}、生^{せい}活^{かつ}介^{かい}護^ご、診^{しん}療^{りょう}、訪^{ほう}問^{もん}看^{かん}護^ごや居^き宅^{たく}介^{かい}護^ごなど^{など}を^を一^{いつ}体^{たい}的^{てき}に^に提^{てい}供^{きょう}する^る多^た機^き能^{のう}型^{がた}拠^{たき}点^{てん}」と^と書^かい^いて^てお^おり^りま^ます。資^し料^{りょう}4で^でご^ござ^ざい^いま^ます^すが、こ^この^の多^た機^き能^{のう}型^{がた}拠^{たき}点^{てん} (5 館^{かん}目^め) につい^ては、令^{れい}和^わ5年^{ねん}度^ど、西^{にし}区^く老^ら松^{しょう}町^{ちやう}に^に建^{けん}設^{せつ}用^{よう}地^ちを^を確^{かく}保^ほし、整^{せい}備^びの^の実^{じつ}施^しを^を決^{けつ}定^{てい}した^{した}と^とこ^ころ^ろで^です。多^た機^き能^{のう}型^{がた}拠^{たき}点^{てん}の^の整^{せい}備^びは、民^{みん}設^{せつ}民^{みん}営^{えい}方^{ほう}式^{しき}で^であ^ある^るた^ため、ま^まず、設^{せつ}置^ち・運^{うん}営^{えい}法^{ほう}人^{じん}を^を選^{せん}ん^んで、施^し設^{せつ}の^の建^{けん}物^{ぶつ}の^の設^{せつ}計^{けい}か^から^ら工^{こう}事^じ、建^{けん}物^{ぶつ}が^がで^でき^きた^た後^ごの^の施^し設^{せつ}の^の運^{うん}営^{えい}ま^まで^でを^を選^{せん}定^{てい}した^{した}法^{ほう}人^{じん}が^が行^{こう}う^うも^もの^ので^でご^ござ^ざい^いま^ます。10月^{じゅうがつ}か^から^ら設^{せつ}置^ち・運^{うん}営^{えい}法^{ほう}人^{じん}の^の公^{こう}募^ぼを^を開^{かい}始^しして^{して}お^おり^りま^ます。

(1) ど^どの^のよ^よう^うに^に周^{しゅう}知^ちして^{して}い^いる^るか^かで^でご^ござ^ざい^いま^ます^すが、ア^アで、横^{よこ}浜^{はま}市^しの^のホ^ほー^ーム^{ーム}ペ^ぺー^ージ^ジに^に載^のせ^せたり、オ^オで、公^{こう}募^ぼ説^{せつ}明^{めい}会^{かい}の^の開^{かい}催^{さい}な^など^どを^を行^{こう}っ^って^てい^いる^ると^とこ^ころ^ろで^です。(2) 今^{こん}後^ごの^のス^すケ^けジ^じュ^うー^ール^ルで^でご^ござ^ざい^いま^ます^すが、今^{いま}ま^まさ^さに^に法^{ほう}人^{じん}を^を公^{こう}募^ぼして^{して}い^いる^ると^とこ^ころ^ろで^でご^ござ^ざい^いま^まして、年^{ねん}度^ど内^{ない}に^に法^{ほう}人^{じん}を^を決^{けつ}定^{てい}する^る運^{うん}び^びと^とな^なり^りま^ます。令^{れい}和^わ7年^{ねん}度^どに^には^は基^き本^{ほん}設^{せつ}計^{けい}、実^{じつ}施^し設^{せつ}計^{けい}、令^{れい}和^わ8年^{ねん}度^どに^に工^{こう}事^じに^に入^いり、令^{れい}和^わ10年^{ねん}度^どの^の運^{うん}営^{えい}開^{かい}始^しを^を目^め指^さして^{して}い^いる^ると^とこ^ころ^ろで^です。

2番^{ばん}で^でご^ござ^ざい^いま^ます。野^の毛^げ山^{やま}エ^えリ^りア^あに^によ^よる^る地^ち域^{いき}・施^し設^{せつ}間^{かん}連^{れん}携^{けい}に^によ^よる^るま^まち^ちづ^づく^くり^りに^につ^つい^いて^てで^でご^ござ^ざい^いま^ます。こ^これ^れは、ほ^ほか^かの^の多^た機^き能^{のう}型^{がた}拠^{たき}点^{てん}に^には^はな^ない^い特^{とく}徴^{てい}的^{てき}な^なと^とこ^ころ^ろで^でご^ござ^ざい^いま^ます。何^{なに}か^かと^と申^{もう}し^しま^ます^すと、5館^{かん}目^めの^の整^{せい}備^び用^{よう}地^ちの^のあ^ある^る野^の毛^げエ^えリ^りア^あに^には、皆^{みな}さん^{さん}ご^ご存^{ぞん}じ^じの^のと^とお^おり、野^の毛^げ山^{やま}動^{どう}物^{ぶつ}園^{えん}・公^{こう}園^{えん}、中^{ちゅう}央^{おう}図^ず書^{しやう}館^{かん}な^など^どの^の教^{きょう}育^{いく}・体^{たい}験^{けん}施^し設^{せつ}が^が集^{あつ}ま^まつ^つて^てお^おり^りま^ます。こ^こに^に多^た機^き能^{のう}型^{がた}拠^{たき}点^{てん}を^を整^{せい}備^びする^るこ^こで、障^{しょう}害^{がい}の^のあ^ある^る方^{かた}、高^{こう}齢^{れい}者^{しや}、子^こ育^{いく}て^て世^せ代^{だい}な^など、様^{さま}々^ざな^な人^{ひと}々^々が^が楽^{らく}しく^く交^{こう}流^{りゅう}で^でき^きる^るこ^こと^とを、面^{めん}的^{てき}整^{せい}備^びとい^いう^うの^ので^です^すが、そ^そう^うい^いつ^つた^たこ^こと^とを^を野^の毛^げで^で目^め指^さして^{して}い^いく^くも^もの^ので^でご^ござ^ざい^いま^ます。

具^ぐ体^{たい}的^{てき}に^にど^どん^んな^なこ^こと^とを^を目^め指^さして^{して}い^いる^るか^かとい^いう^うの^のが、次^{つぎ}の^のペ^ぺー^ージ^ジに^にな^なり^りま^ます。ま^まだ^だ現^{げん}段^{だん}階^{かい}で^では^は案^{あん}な^なの^ので^でこ^この^のと^とお^おり^りに^にな^なる^るか^かは^はあ^あれ^れで^です^すが、今^{こん}後^ごこ^こう^うい^いつ^つた^たこ^こと^とを^をや^やっ^って^てい^いき^きたい^{たい}とい^いう^うイ^いメ^めー^ージ^ジで^でご^ござ^ざい^いま^ます。(1) 取^と組^{くみ}例^{れい}①とし^して、施^し設^{せつ}リ^りニ

ユーアルです。具体的には、動物園や図書館の施設リニューアルに合わせ、多機能型拠点を利用する医療的ケアの必要な重症心身障害児・者の方も利用しやすくなるよう、各施設における受入環境整備を行っていきます。少し難しいので、具体的な例として書いてあるのが、福祉車両で動物園内まで入れるように通路を確保したり、ストレッチャーに対応したトイレ、エレベーター、当たり前と言えば当たり前ですが、ストレッチャーでも移動しやすい通路幅の確保のレイアウトづくりなど、まず、建物、ハード的にこういった形でできるようにすることをめざしております。

(2) 取組例②として、施設間連携でございます。動物園や図書館と相互に連携し、日常の支援における外出活動への活用や出張イベント等を行い、多機能型拠点利用者をはじめ様々な方の体験機会の充実を行うことを目指しています。具体的には、例えば動物園スタッフによる体験イベント、図書館スタッフによる読み聞かせ会などをイメージしております。

3つ目でございます。地域・団体等との対話です。まちづくりを進めていくために、地域や当事者・保護者の方々と野毛エリアの見学会や意見交換会を実施しています。頂いた意見を踏まえて、今後のこういった連携などに反映していく予定です。例として、これは実際に行われたのですが、整備地である西区の障害関係団体と野毛、現地で見学会をしたり、意見交換会をしております。また、こちらの地区社協、福祉協議会や自治会町内会と一緒に勉強会や意見交換会を行っているところです。こうして、多機能型拠点の利用者を主軸に置きつつ、高齢者や子供など様々な人が楽しめる野毛エリアをつくっていくことを目指しております。説明は以上です。

(内嶋会長) 丁寧で分かりやすいご説明ありがとうございました。ただいまご説明がありました多機能型拠点(5館目)の整備進捗について、何かご質問やご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。いかがですか。よろしいですかね。なかなか動物園が近くて楽しみな、こういうのは非常にいいなと私は個人的に思っておりますので、引き続き計画の進捗をよろしく願います。どうぞ、村山委員、ご発言をお願いします。

(村山委員) 素朴な質問ですが、なぜ野毛山動物園は無料なのですか。

(内嶋会長) 事務局、お分かりになる方はいらっしゃいますか。

(大津課長) なぜ無料か、私も知りたいです。すみません。答えを持っております。ごめんなさい。

(内嶋会長) 無料であるに越したことはございませんので、皆様、無料で大いに利用いたしましょう。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。加藤委員、お願いします。

(加藤委員) 加藤です。ありがとうございます。だいぶ前ですが、市立図書館でヒューマンライブラリーに出演しました。ヒューマンライブラリーというのは、

社会的マイノリティや偏見を受けやすい障害者などの立場の人が本となり、読者と1対1または少人数で対話を行う活動です。市立図書館でのヒューマンライブラリーもかなり好評でした。具体的な内容は運営法人が工夫していくのかもしれませんが、ぜひ地域住民との対話を大事にしていただければと思います。

以上です。

（内嶋会長）加藤委員、この協議会ならではのご意見だと存じます。事務局、何かコメントはございますか。

（大津課長）ありがとうございます。図らずもこのエリアは福祉に厚い方々が多いエリアでございまして、法人が決まる前からああしたいこうしたいというご希望は頂いており、正直、できることとできそうもないことと多数ございますが、できる限りいい方向に持っていきたいと思っております。

（内嶋会長）ありがとうございます。ほかにはいかがですか。大丈夫ですか。

（5）障害者週間イベントの開催について

（内嶋会長）それでは、報告事項、最後になります。障害者週間イベントの開催について、事務局からご説明をお願いいたします。

（中村障害施策推進課長）お手元の資料5でご説明させていただきます。障害者週間イベントの開催についてです。障害者週間に合わせて「チャレンジドweek フェス in Yokohama 2024」を開催いたします。このイベントについては「障害のある人もない人もお互いを大切に、自分らしく暮らす」をメインテーマとし、令和6年度はより多くの市民に障害の理解を広めるために、横浜市役所以外の場所でも実施するというところでございます。これまでも市役所のアトリウムで実施しておりましたが、令和6年度は市役所以外でも実施していくということでございます。

2番をご覧くださいと思います。イベントの内容でございます。（1）プレイベントとして11月30日土曜日10時から16時、場所は新都市プラザ、そごうの地下2階正面入口前のところで、障害のある方によるライブペインティング、ミニコンサート、障害者団体による出展を行う予定でございます。障害者団体の出展においては、身体障害者連合、浜身連の方々のご協力を頂いて実施する予定でございます。また、（2）の障害者フェアでございますが、12月6日金曜日10時から15時の時間帯で実施する予定でございます。こちらについては、市役所1階のアトリウムで実施いたします。障害福祉事業所による自主製品の販売ということで、わーくる等を通じて出展を募集するとともに、各支援者団体の方々のお力を借りて、今、ブース出展の事業者さんを、募集をかけて集めている状況でございます。次に（3）チャレンジドweekフェス in Yokohama 2024でございます。こちらが昨年度も実施しております本体イベントでございますが、12月7日土曜日11時30分から16時に、市役所1階アトリウムで実施するもの

でございます。内容は「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間ポスター」の表彰式、学生による障害福祉に係る取組の発表、障害のある人によるダンス、日本補助犬情報センターによるワークショップほかを実施する予定でございます。そのほかとして、巨大壁画、障害のある人によるアート作品展を開催するということで、こちらについては市役所の1階・2階の展示スペースを使用しまして、12月4日水曜日から12月9日月曜日まで実施する予定でございます。本日ご説明した内容をチラシにしたものを席上にお配りさせていただきました。こういったチラシも使いながらPRしていきたいと思っておりますのでございます。ご説明は以上です。

(内嶋会長) ご説明ありがとうございました。ただいまの障害者週間イベントの開催について、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。いかがでしょうか。それでは、大橋委員、お願いいたします。

(大橋委員) 浜身連の大橋です。このプレイベントについて質問しますが、私も30日、協力させていただきます。加盟団体の幾つかが協力して、30日、そごう前の広場で啓発活動をいたしますが、プレイベントではなくて、市庁舎でやるメインのイベントが、正直言ってあまり人が集まらないような気がしています。市としてはPRという面ではかなり力を入れているのだろーと思っておりますが、その辺、メインイベントと併せてプレイベントをやることはいいことなので、プレイベントは今回そごうですけれども、もう少し広げてあちこちでやるようにしたらどうかと思います。そこまでの余力が福祉局にあるのかどうか、その辺の質問をさせてください。

(内嶋会長) 大橋委員、ご発言ありがとうございました。事務局から何かコメントはございますか。

(中村障害施策推進課長) ご質問ありがとうございます。大橋委員、今回、浜身連のご協力を頂いてプレイベントが開催できる運びになっておりまして、まずはそのことをお礼申し上げたいと思いますし、また、当日はお力添えをよろしくお願いいたします。ご質問のご趣旨に、市庁舎で実施するイベントの集客がなかなかというお話もございました。確かにそごうの前と比べた場合に、集客といいますか人の多さの比較で言えば、百貨店の前というのは理想的な、魅力的な場所だと思っております。今回、初めてその場所で実施するということでございますので、そこでの実施の評価をする中で、次年度以降またどのようにしていったらいいのかということも、ご参加・ご協力いただく団体の方のご意見も聴きながら、障害者週間のイベントをどのように進めていくか話をしていきたい、また、検討していきたいと思っております。

また、ほかの場所でもというお話がございましたが、障害者週間につきましては、健康福祉局だけでなく各区でもイベントを、各区の障害の団体の方等のお力も頂きながら展開してきているところでございます。こちらについても、引

き続き各区でもしっかりと障害者週間、障害理解の啓発・普及に努めていき
たいと思いますので、市役所の実施と併せて区の実施も力強く進めてまいりたいと
思っております。引き続き、お力添え・ご協力よろしくお願いいたします。ご
説明は以上です。

(内嶋会長) ご説明ありがとうございました。大橋委員、よろしいですか。

(大橋委員) はい。いいです。

(内嶋会長) ほかにいかがでしょうか。では、渋谷委員、よろしくお願いしま
す。

(渋谷委員) 特にこのイベントに反対するつもりはありませんが、イベントを幾
ら繰り返しても、共に生きる社会にはつながらないですよ。もっと日常的なレベ
ルの直接の積み重ねが必要なのではないのでしょうか。国際障害者年からずっとい
ろいろとやってきたでしょう。その結果、この社会、いい社会ができていくか
いというできていないわけですよ。それを今度、もう一回考えなければいけない
のではないかと。以上です。

(内嶋会長) 渋谷委員、いつもの厳しい意見をありがとうございます。でも、笑
い事ではないですね。おっしゃるとおりだと思います。障害者イベントと直接絡
みではないですが、事務局から何かコメントはございますか。いかがですか。

(中村障害施策推進課長) ご意見ありがとうございます。障害者週間のイベン
ト自体も大切だとは思いますが、これをやれば全て障害者差別なくなりなると
いうことではないと私も承知はしております。そういった中で、ふだんからのコ
ミュニケーションであったり、障害のある方との触れ合い、関係づくりというの
も大切だと思いますので、一つ一つのことを大事に、取組を行政としてもやって
いきたいと思ひます。会長のほうで厳しいというお話がありましたが、激励と
いいですか、叱咤激励いただきましてありがとうございます。ぜひ頑張ってい
ます。

(渋谷委員) ごめんなさい、言葉尻を捉えるようで恐縮ですが、触れ合いでは
駄目なんですよ。生活空間を共にしないと駄目なのです。それは触れ合いではな
いので。触れ合いでは駄目なのです。生活空間を共にした経験が必要なのです。
それは触れ合いではないですよ。その辺を考えていただきたいと思います。
以上です。

(内嶋会長) 触れ合いという言い方が短期的というか臨時というか、そういう中
で、今、渋谷委員がおっしゃったのは、生活空間を共にする。つまり、常に
障害者と非障害者が同じ空間に存在する。そういうことを目指していかなければ
いけないのではないかと。ご意見と承ってよろしいですか。

(渋谷委員) そのとおりです。

(内嶋会長) 恐らくこれを事務局に振っても頭を抱える話だとは思いますが、
ここにいる全ての者がこれを自覚するというか、常に考えていかなければいけな

いことだというふうに意見を賜ったと会長は理解しておりますので、よろしくお願い申し上げます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

その他

(内嶋会長) これにて、次第に用意いたしました議題、報告事項は全て終了いたしておりますが、報告事項、議題にかかわらず、最後にご意見・ご質問がある方、その他ということで伺いたいのですが、まず、清水龍男委員からお願いします。

(清水龍男委員) 清水です。全国障害者スポーツ大会SAGA2024に行ってきました。それで、国民スポーツ大会、以前、国体と言っていたのは47都道府県で争うのですが、障害者スポーツ大会は、それに20の政令市が加わって67選手団でメダルを争う大会です。各選手団、全部人数が違いますから、メダルの獲得数ではなくて率を出すのですが、横浜市の成績は67選手団中メダル獲得率がトップです。1番。金メダル獲得率が、岡山県に次いで2番です。非常に良い成績で、私も2016年から関わっていますが、最高の成績でした。

ここまです報告で、これから先は言いたいことですが、横浜国際プールの件です。ちょうど私の宿舎が水泳の選手団と一緒にだったものですから、水泳協会の小清水監督といろいろ話してきたのですが、国際プールの用途変更については水泳協会に意見聴取があったそうです。しかし、そのときはもう既に決定していて、話を決めてしまっておいてから意見聴取をすると。私たちがいつも、毎年、次年度予算要望の冒頭のところに、施策変更やこうした用途変更のときは必ず障害者団体の障害当事者と家族の声を聴いてくださいと前もって言っているのは、そういうことなのです。話を決めてしまってから、アリバイづくりのようにご意見をというのは駄目なのです。国際プールの件について、この中で話せる人はいますか。いない。いないそうです。どうしましょう。

(内嶋会長) 清水委員から経過を簡単にお話しいただいたほうが、多分、委員の方はご理解できると思うのですが、分かりますか。清水委員のほうでお話しできますか。

(清水龍男委員) 多分、神奈川新聞を読んでいる方がいらっしやると思うのですが、今井さん、読んでますよね。

(今井課長) 私の説明も足りない部分があるかと思いますが、今、都筑区にある横浜市の国際プールにつきまして、メインプールをおおむね半年ごと、床を張ったり、あるいはプールとして使ったりと、体育館とプールの2つの使い方を使っている状態です。その体育館からプールへの切替えのときにかかる費用がかなり大きいということもありまして、通年で体育館として利用したいという形で記事が出ていますところ。国際プールの通年の体育館利用について意見募集をしたところ、ご意見が非常にたくさん出たということと、先ほどお話をあつたとお

り、事前にお話を聴くなどの意見聴取等がきちんとできていなかったということで、今、かなり混乱している状態になっているという形になります。大体このぐらいで大丈夫ですか。補足をお願いいたします。

(清水龍男委員) あらかじめ半年ごとに交代することは分かっていた話で、そうすると、バスケットボールと水泳が競合するようなことになってしまうのです。障害者スポーツ大会で、横浜市の水泳の成績を言っておくと、選手が8名です。17種目に参加して、金メダル14、銀メダル3、銅メダル以降はなしで、大会新記録8という成績です。国際プールも大きな国際大会の招致を目指しているわけで、今までできたわけで、今、サブプールにもう一つサブプールをつくるという案が出ているらしいですが、そういう混乱は勘弁してもらいたいと思います。以上です。

(内嶋会長) 清水委員、その程度で取りあえずよろしいですか。

(清水龍男委員) でも、しょうがないですね。

(内嶋会長) 長くなりそうなのでよろしいですか。ほかにご意見のある委員の方。ありますか。いかがですか。それでは、松田委員、お願いします。

(松田委員) この場を借りまして、神奈中バスが戸塚区で連結バスを走らせています。それを走らせるに当たって、我々障害者団体に何ら相談というか話もなく、いきなり走らせて、利用している視覚障害とか盲の人とか、いろいろな人が混乱しています。その話が、私たちのいる浜肢体に連絡がありまして、先日、浜肢体の団体のみなが行って神奈中さんと、実際に乗るといろいろな問題点があることの意見交換をしてきました。そのように我々当事者がいろいろなことを言える場がいろいろな形であってほしいと、そのとき感じましたので、この場を借りまして、市役所とかいろいろな形で施策の方がおられる場で一度意見を申し上げたくて言わせていただきました。当事者の目線になって、当事者の意見を一番最初に聴いてもらえることが大事ではないかと思いました。意見として言わせていただきました。

(内嶋会長) 松田委員、ご意見ありがとうございました。事務局からコメントは大丈夫ですか。よろしいですか。では、大橋委員からも続いてご発言があります。よろしくお願いします。

(大橋委員) 今度は視覚障害者の立場で、浜視協の立場で申し上げます。連結バスに関しましては、私どもの会員も参加して、本当に当事者の声をぜひ聴いて計画を進めてもらいたいと改めて思った次第です。

それに関連しまして、ちょっとよろしいですか。今日、精神障害者の旅客運賃の割引の問題についても皆さん活発なご意見が出ましたが、私たちにとって移動という問題は生活の中において非常に大きいのです。そういう観点で見て具体的なことを申しますと、新横浜に地方から来て、地方という失礼か、新幹線で横浜まで来て、今、鉄道会社の窓口で視覚障害者がどこどこまで行くと告げる

と、車椅子の人もそうですが、少し待たされますけれども、降りる駅に連絡してリレー式に介助してくれることになっています。車椅子の人もそうですし、視覚障害者もそうなのですが、今、苦情が非常に多いのが、新横浜の場合、5社入っています。相鉄新横浜線とか、東急新横浜線とか全部入りましたので、市の地下鉄も含めて5社入っています。5社で決めたようなのですが、新幹線で降りて、東急なり別の民間の会社のリレー式にサポートしてもらいたいと言っても、途中のエレベーターまで、あるいはエスカレーターまで、うちのエリアはここまでの先は送れないということなのです。分かりますかね。だから、例えば具体的に言って、新幹線から降りて地下鉄に乗りたいたいと言っても、途中までしか送ってもらえないという問題があります。割引の問題で先ほど委員の先生からもQ & Aをつくったらどうかというご意見もありまして、鉄道会社は民間の事業者ですので、なかなか市でコントロールできないかとは思っていますが、こういった割引にしても、運賃等非常に複雑で、かつ、各事業者ごとに違っておりますので、分かりやすいQ & A的なものをつくるのと同時に、どこからどこまでがうちのエリアだからその先は送れないとか、移動の連続性が保てないような協定みたいなものをつくらせないように、市が音頭を取って事業者と障害者の話し合う場というか、そういうものをぜひ提供していただきたいと思います。これは意見として結構ですが、そういったところまでやらないと、単に触れ合いだけやっていけばいいのかと、僕もそう思いますし、実際の生活に影響しておりますので、そういったところにぜひ力を入れてほしいと思って提案する次第です。ぜひ鉄道会社に呼びかけて、当事者も含めて話合いの場というか意見交換の場を設けるようなことも考えていただきたいと思います。以上です。

(内嶋会長) 大橋委員、ありがとうございます。今のお話を伺っていて、私は法律家なのでぴんときたのが、これはずばり、障害者差別解消法における民間事業者の合理的配慮の問題です。新横浜は、我々非障害者も非常に使いにくい駅だなと思っています。でかいわ、案内は悪いわ、しかも、遠隔地から来る方がたくさんおられるので、我々地元の間人はまだ、多分こうだろうという当たりがつくのですが、外から来られた方はあそこでいきなり新幹線を降りて、さあ行けと言われても、非障害者であっても迷うところなんです。ああいうターミナル駅に関して、横浜市としてどう対応するのかと。先ほど申し上げたように、これは法的根拠がない話では全然ないです。立派な法的根拠があるのです。なので、今、大橋委員は生活の面から現場の声としておっしゃっていますが、我々法律家から見れば、これは法的な問題でもあるということです。なぜ法的な問題になるかという、今、大橋委員がおっしゃったように、移動というのは人間にとって極めて大事な手段なのです。しかも、障害のある方というのは移動に困難を抱えている方がとても多い。今日は、くしくも移動に関する話が多かったのですが、障害のある方にとってハードルとなりやすい、障壁となりやすいものに

	ついて、優先的に解決していくと。全ての駅でやれというのは無理だと思いますが、せめて遠隔地から来られる障害のある方が我が横浜で迷わないように、スムーズに、ここから先はうちのエリアだといってセクト主義に陥るようなことがないように、そこはそれこそ連携が取れるはずなので、そういった連携が取れないのですかというお話は、あっても全然おかしくないというふうに、会長もそれは、個人的には意見として申し上げたいなと思っております。時間も今日はもう残りわずか1分、2分でございますので、あえて答えを聞くようなことはいたしません、単なるご意見というわけではなくて、法的な問題でもあるんだということはお自覚いただければと思います。 ほかにというふうに伺いたいのですが、申し訳ございません。あと1分で5時になります。皆さんも大変お忙しい中、あと1か月するとクリスマスなんですね。年末のご多忙の中、お集まりいただいておりますので、会長の役割として議事進行を円滑に行うということがございます。また次回の協議会等でご意見を賜ることがございますので、そのときにぜひまたご発言いただければと思います。ご容赦いただければと思います。それでは、今日の議事・報告は全て終わりましたので、事務局にお返しいたします。 (川端係長) ありがとうございます。それでは、皆様、本日も活発なご意見とご議論を頂きまして、誠にありがとうございます。本日の会議は以上となります。皆様から頂きましたご意見・ご議論を踏まえまして、引き続き進めたいと思いますので、よろしくお願いします。 また、次回の協議会につきましては、3月17日もしくは3月25日の午後の開催を予定しています。年度末の大変忙しい時期にかぶってしまいますが、改めて皆様に日程調整のご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。 それでは、以上をもちまして、本日の協議会を終了させていただきます。ありがとうございます。
資料 ・ 特記事項	1 資料 ・資料1：あんしん施策にかかる事業実績について ・資料2：精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃割引について ・資料3：横浜市補装具費支給に要する費用の特別助成制度について ・資料4：多機能型拠点（5館目）の整備進捗について ・資料5：障害者週間イベントの開催について 2 特記事項 ・